

台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について

輸入注意事項19第12号 (19.3.6)

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、台湾を船積地域とする下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行いません。

なお、平成18年3月27日付け輸入注意事項18第9号(台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物(平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)並びに有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約(平成5年条約第7号)附属書Ⅱを参照のこと。

2 適用地域

台湾

3 書面申請手続き

(1) 提出書類

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、移動ごと以下書類を提出するものとする。ただし、移動回数が複数回にわたる場合(最初の移動から最後の移動までの期間が1年を超えないものに限る。以下同じ。)、第2回以降の移動に係る輸入承認の申請に当たっては、②から⑥までの書類の提出を要しない。

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 3通
- ② 申請理由書(別紙1の様式によるもの) 3通
- ③ 輸入契約書の写し 3通
- ④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 3通

⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づき許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 3通

⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の4の規定による環境大臣の輸入許可書の写し 3通

⑦

追

⑦ 当該移動の内容に関する資料（別紙2の様式によるもの） 3通

⑧ その他必要と認められる書類

(2) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送で行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、あて先を記入のこと。）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、（外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票に代えて、所在の証明できる書類）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MBフォーマット済のもの）

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出入注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファームから入手可能な「輸入号承認申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。

a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

b テキストエディタ

c XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

- (4) インターネット申請
申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。
インターネット申請用申請書編集ソフトウェア
- (5) 品目コード
T A26
- (6) 受付窓口
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (7) 申請受付時間
毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

- (8) 添付書類
 - ① 上記3の(1)の②から⑦までに同じ。ただし、移動回数が複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸入承認の申請に当たっては、上記3の(1)の②から⑥までの書類の提出を要しない。
 - ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
 - ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
 - ④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
 - ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg、jpg、gif、pdf、txt、html、xml
 - ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。
なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
 - ⑦ ④及び⑥の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
 - ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) その他、電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5 輸入承認基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合（移動回数複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸入承認は、(1)から(7)までに該当する場合）に限り行うものとする。

また、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸入の許可を受ける必要のあるもの（上記3の(1)の⑥に該当するもの）については、同法に基づき環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当していること。
 - ① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。
 - ② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。
 - ③ 台湾以外からの輸入でないこと。
 - (3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。
 - (4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われな
いと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - ① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者
者の間で締結されていること。
 - ② 国内諸法令に基づき許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けているこ
と（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火
取法第19条に基づき運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以
下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づき毒
物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）。
 - ③ その他必要な事項に適合していること。
 - (5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人
交流協会と亜東関係協会との間の取決め的確かつ円滑な実施のために必要な事項
に適合していること。
 - (6) 輸入承認申請の内容が、上記3の(1)の②から③まで又は4の(3)の①の提出書類の内
容と一致していること。
 - (7) 移動が複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸入承認申請に当たつては、
それまでに輸入承認申請が行われた数量と当該輸入承認申請書の数量の合計が、上記
3の(1)の②の提出書類の第22欄の数量の範囲内であること。

6 輸入承認条件

輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- 1 通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。
- 2 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、「移動書類」の原本

- を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。
- 3 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
 - 4 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

別紙1

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印
又は署名

申請年月日

住所

電話番号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール：	2. 事前通告 □一回の通告 □包括的な通告*1 *1包括的な通告の有効期限： 年 月 日 □処分（非回収）作業 □回収作業*2 *2事前認定を受けた回収施設への運搬か □はい □いいえ	3. 移動回数：
6. 予定される運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メール：	7. 処分施設 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者名： 電話、ファクシミリ、電子メールの番号： （事前認定を受けた回収施設） 登録番号： 有効期限： 年 月 日	
9. 輸出者と処分者との契約合意の日付： 年 月 日	10. 別添資料の数：	
11. 保険又は金融的保証の条項の有無：有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> *詳細については、資料を添付すること。	8. 処分作業のコード番号： 適用される技術：	
12. ごん包の形態：	13. ごん包の数：	14. 運搬の手段：
15. 特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学組成*： 20℃における物理的状態： □粉末状 □固体状 □糊状 □泥状 □液状 □気体状 □その他（ ） *詳細については、資料を添付すること。	17. 特別な取扱いの指示の有無：有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> *詳細については、資料を添付すること。	18. Y番号：
		19. H番号：
		20. 国際連合分類区分：
16. Waste identification code(廃棄物同定コード) □バーゼル条約附属書Ⅱ： □国際廃棄物同定コード (IWIC)： □その他（ ）：	22. 重量及び体積： 外国為替金額の総計：	21. 国際連合番号：
25. 権限のある当局、輸出入地点 台湾 (船積港)	23. 移動開始予定日： 年 月 日	24. 移動終了予定日： 年 月 日
	日本 (入港予定地)	

(注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A3とします。
2. 「記載事項」は、別添の「特定有害廃棄物等の輸入に関する説明書及び輸入承認申請理由書の記入上の注意事項」を参照して記入下さい。

別紙2

1. 輸出者

氏名又は名称：

住所：

2. 輸入者/処分者

氏名又は名称：

住所：

3. 処分施設

氏名又は名称：

住所：

4. 特定有害廃棄物等の名称

5. 予定される総輸入数量

6. 移動の状況

移動回数	輸入承認数量／輸入申請数量	通関数量

(注) これまで輸入承認のあった数量及び今回申請の数量を記入してください。

追

受理番号 _____

⑰

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

輸入承認申請理由書の記入上の注意事項

＜各欄への記入上の具体的な注意事項＞

(第1、4、6欄)

輸出者、輸入者／処分者及び予定されている運搬者について、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号、電子メールアドレス

(第2欄)

- ・処分作業の種類には、処分（非回収）作業、回収作業のいずれかに該当するか、
- ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるのか、
- ・書類は、一回の通告、包括的な通告のいずれかに係る特定有害廃棄物等に関するものか、

について該当欄に「×」印を記入すること。

また、包括的な通告に係る特定有害廃棄物等に関する書類の場合には、当該通告の有効期限を記入すること。

(第3欄)

一回の通告（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。包括的な通告の場合には総移動回数を記入すること。

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「第1欄と同じ」と記入すること。また、特定有害廃棄物等の排出者が複数である場合には、「別添資料参照」と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「別添資料参照」と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が輸入者／処分者である場合には、「第4欄と同じ」と記入すること。

(第8欄)

輸出移動書類で用いるコード表（「台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成18年3月27日付け輸出注意事項18第9号）に規定する「輸出移動書類（別紙様式3）」で用いるコード表」をいう。以下同じ。）に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「別添資料参照」と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者／処分者（又は処分施設）との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「有」の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「その他」の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅳに基づいたコード記入すること。

また、I W I C（国際廃棄物同定コード）分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「有」場合には、その具体的内容（例：こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと。）について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Iに掲げるY番号のう

ち該当するものを記入すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書I及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告 (Recommendations on the Transport of Dangerous Goods) に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22欄)

特定有害廃棄物等の重量及び体積並びに外国為替金額の総計を記入すること。

(第23欄)

特定有害廃棄物等の移動開始が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動の終了が予定されている日付を記入すること。

(第25欄)

台湾及び日本の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。